平成２１年（フ）第６７３８号
大阪市住吉区上住吉１丁目５番５号　ロイヤルハイツ32―208号、前住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目46番地の１
債務者　中園　友章
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山上　耕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１８号
和歌山市新堀東２丁目２－９－２　ハイツ二葉、住民票上の住所和歌山市東釘貫丁２丁目61番地　ローズ本町マンション202号室
債務者　武山　幸子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　栄治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５２２号
和歌山市有家371番地の１　ピーノ・モルティ105号
債務者　米田　育生
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤木　俊之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午前11時35分
５　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２９３号
広島県福山市鞆町鞆773番地
債務者　西村　暢之
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　甲賀　隆博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５２３号
茨城県鉾田市大蔵1137番地１
債務者　人見　喜久
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６５号
静岡県浜松市東区天龍川町545番地の２　県営天竜川団地Ⅰ―404
債務者　タニグチ　マルコス　マサオ　カミカタ
１　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　敏弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
埼玉県越谷市東町３丁目106番地12
債務者　山本　英樹
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柳　　重雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
盛岡市上堂３丁目22番16号　アップルヴィレッジＴ―102号
債務者　外山千恵子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須山　通治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７１号
岩手県上閉伊郡大槌町栄町10番８号
債務者　松平　　一
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木良博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４３６号
埼玉県越谷市北越谷１－８－２　１階、住民票上の住所埼玉県越谷市花田５丁目15番地14
債務者　三村　義彰
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　真名
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１３６号
北海道登別市美園町４丁目17番地３
債務者　武藤　　潤
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
北海道室蘭市祝津町２丁目５番10号
債務者　島田　和治
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
北海道伊達市元町44番地25　本町ハイツⅡ―102
債務者　楠野　隆彦
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
北海道室蘭市舟見町１丁目１番２号、前住所北海道室蘭市本町１丁目４番７－３Ａ号
債務者　伊藤　明久
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
北海道旭川市錦町19丁目2152番地の116　オーク錦町18―３号室
債務者　當野　貴也
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３号
北海道紋別市大山町２丁目38番地の62
債務者　小野　光弘
１　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
旭川地方裁判所紋別支部